

左折自動車との交錯に配慮した自転車の二段階右折の滞留場所について

大日本コンサルタント株式会社 正会員 ○小路 泰広

1. はじめに

交差点で自転車が右折する場合、いわゆる「二段階右折」をしなければならないが、その通行方法や滞留場所については、法令や自転車ガイドライン¹⁾等で規定されているものの、様々な交差点に対応して具体的な対応策が規定されているとはいえず、特に現場では左折自動車との交錯が懸念される事例が見受けられる。

そこで本稿では、左折自動車との交錯に配慮した通行方法や滞留場所のあり方について、法令の規定や左折車動線との位置関係から複数の設置パターンに分類し、それらの特徴について整理するとともに、交差点の特徴に応じた設置パターンの選定方法について整理する。

2. ガイドラインにおける二段階右折の取り扱いの現状と課題

ガイドラインでは、二段階右折の通行方法や、滞留場所として「通行位置及び通行方法を明確化する路面表示と歩道端の縁石との間に囲まれた範囲」が示されているが、左折自動車との交錯が懸念される状況への対処方法は規定されていない（図-1）。

実際には、左折専用レーンや左折矢印信号が導入されている交差点では、二段階右折の待機中に左折自動車はすぐ脇を通り抜ける場面が見受けられ、巻き込みが起りかねない危険な状況である。

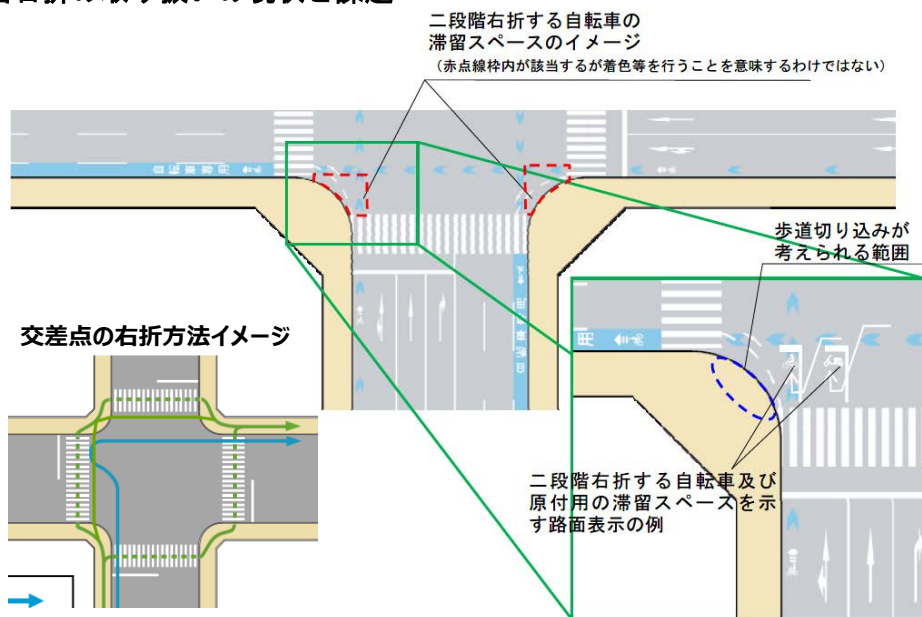


図-1 自転車ガイドラインにおける二段階右折の通行方法や待機場所

3. 左折専用レーンがある交差点における二段階右折滞留場所の分類

まず、二段階右折の滞留場所を、根拠となる各種法令（道交法 34 条 3 項「側端に沿って」、同 37 条「直進車両の進行妨害しない」、同施行令 2 条「右折しようとして右折する地点まで直進し、その地点において右折できる」）に基づき、エリアを絞り込む（図-2 左図）。次に、交差点における左折自動車の動線（図-2 中央図）との位置関係から、二段階右折滞留場所の候補として 5 つの領域タイプ（図-2 右図の①～⑤）に分類できる。

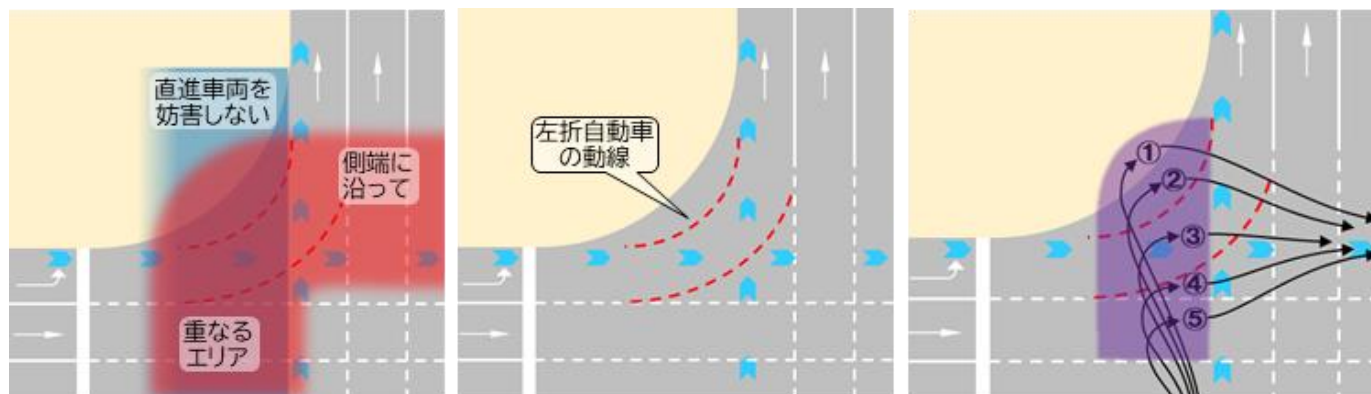


図-2 左折専用レーンがある交差点における二段階右折滞留場所の分類

キーワード 自転車 交差点 二段階右折 滞留場所

連絡先 〒102-0075 東京都千代田区三番町 6-3 TEL : 03-6850-0065 E-mail : shoji_yasuhiro@ne-con.co.jp

4. 二段階右折の滞留場所を設置する領域タイプの評価と選定フロー

各領域を安心感などで評価し、特に左折自動車と交錯しない「安全地帯」を優先して選定フロー案を作成。

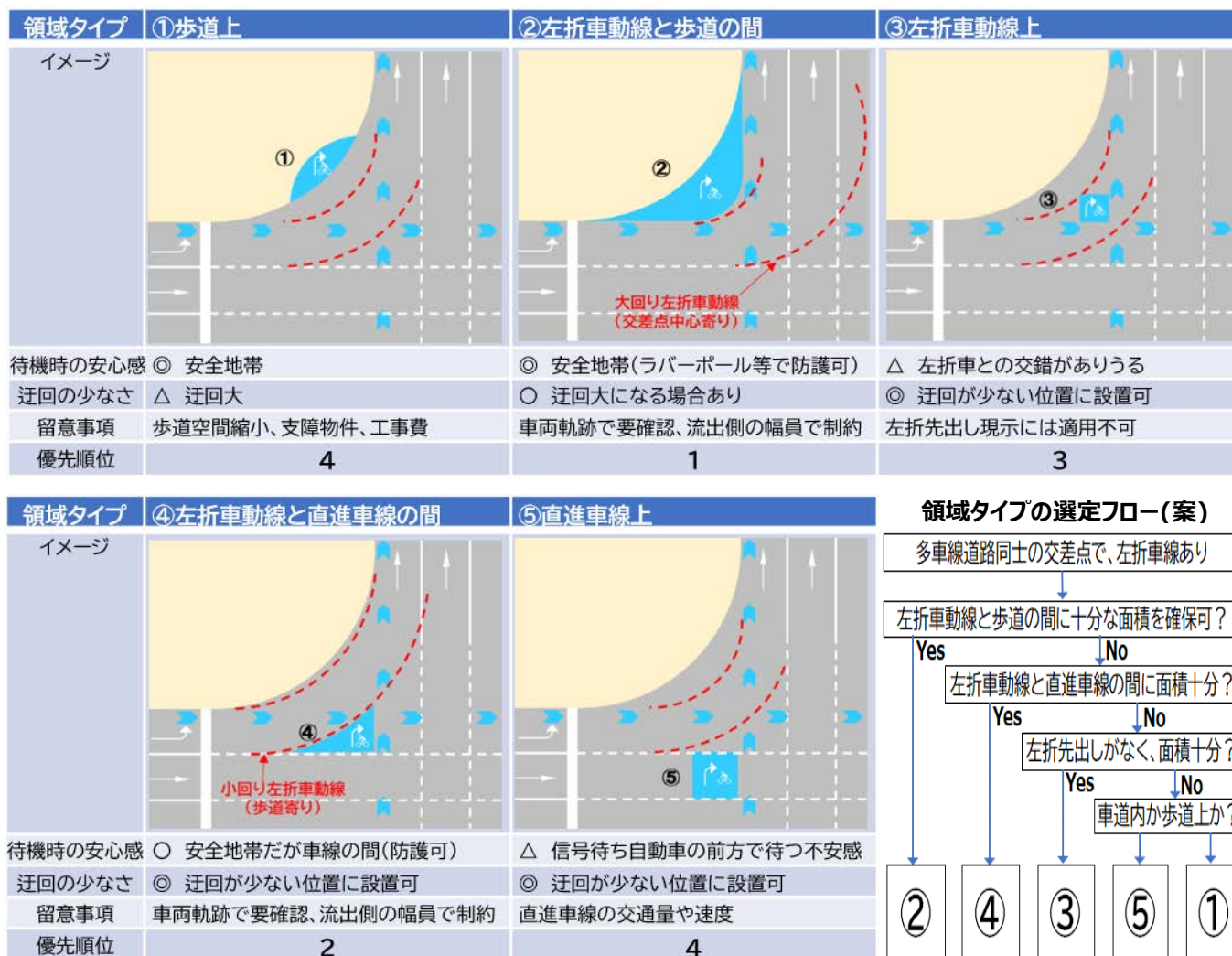


図-3 二段階右折の滞留場所を設置する領域タイプの評価と選定フロー

5. 複数の領域タイプの組合せ

現地の状況に応じて、必要な面積の確保や範囲のわかりやすさ等を考慮し、領域タイプの組合せが可能。

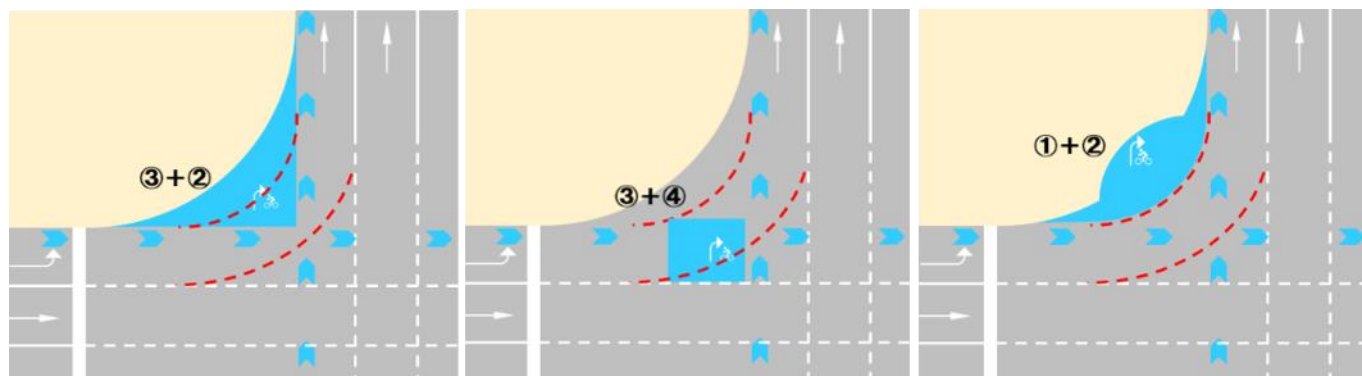


図-4 二段階右折滞留場所の複数の領域タイプの組合せ

6. おわりに

滞留場所の設置方法は更に検証し現場での適用を目指すとともに、他の交差点形式なども検証していきたい。

参考文献

- 1) 安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン, 国土交通省道路局・警察庁交通局, 2016年7月